

総務

1. 機 構・給 料

米沢市職員配置表

(令和6年4月1日現在)

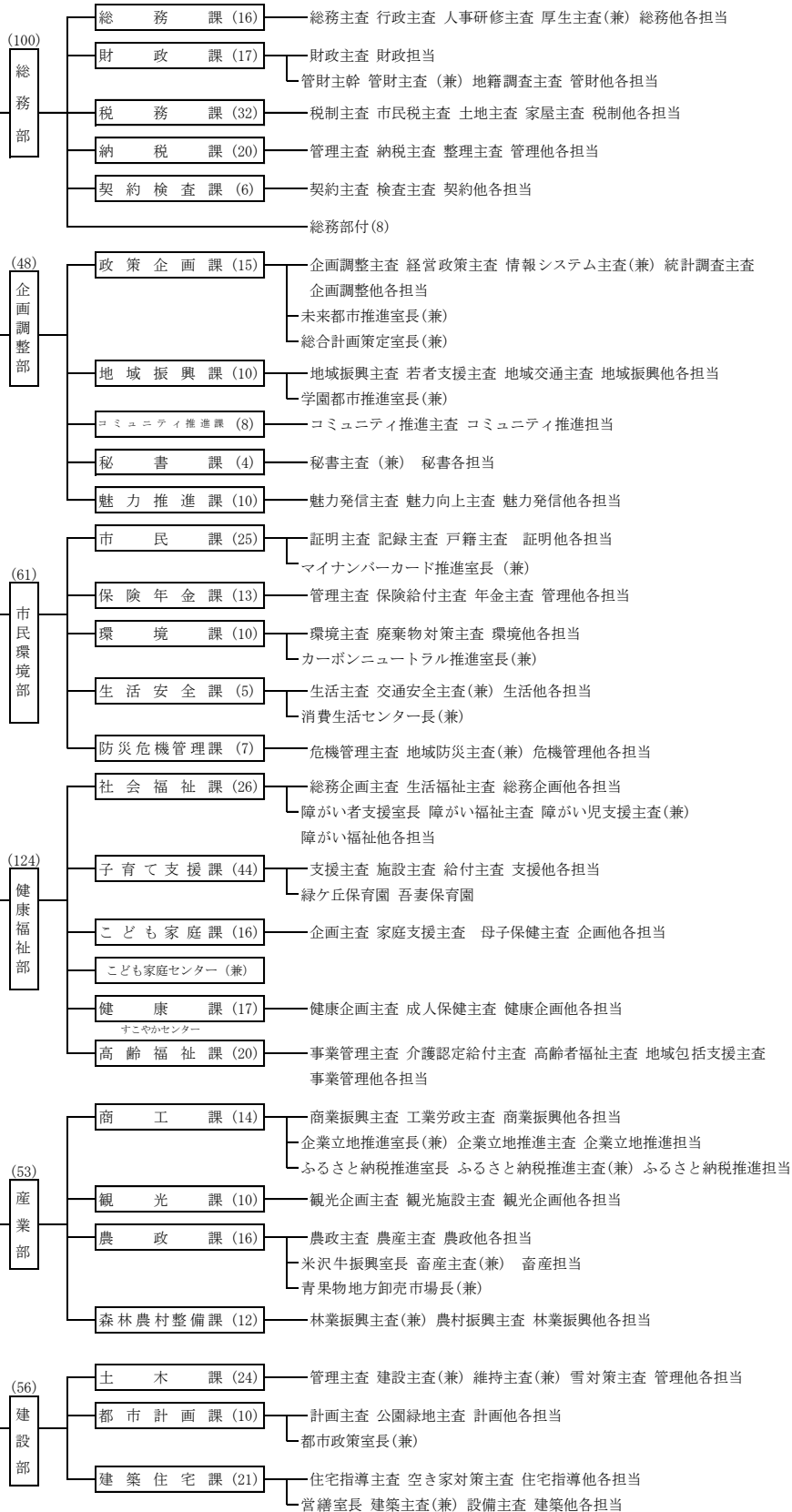
総数1,052名

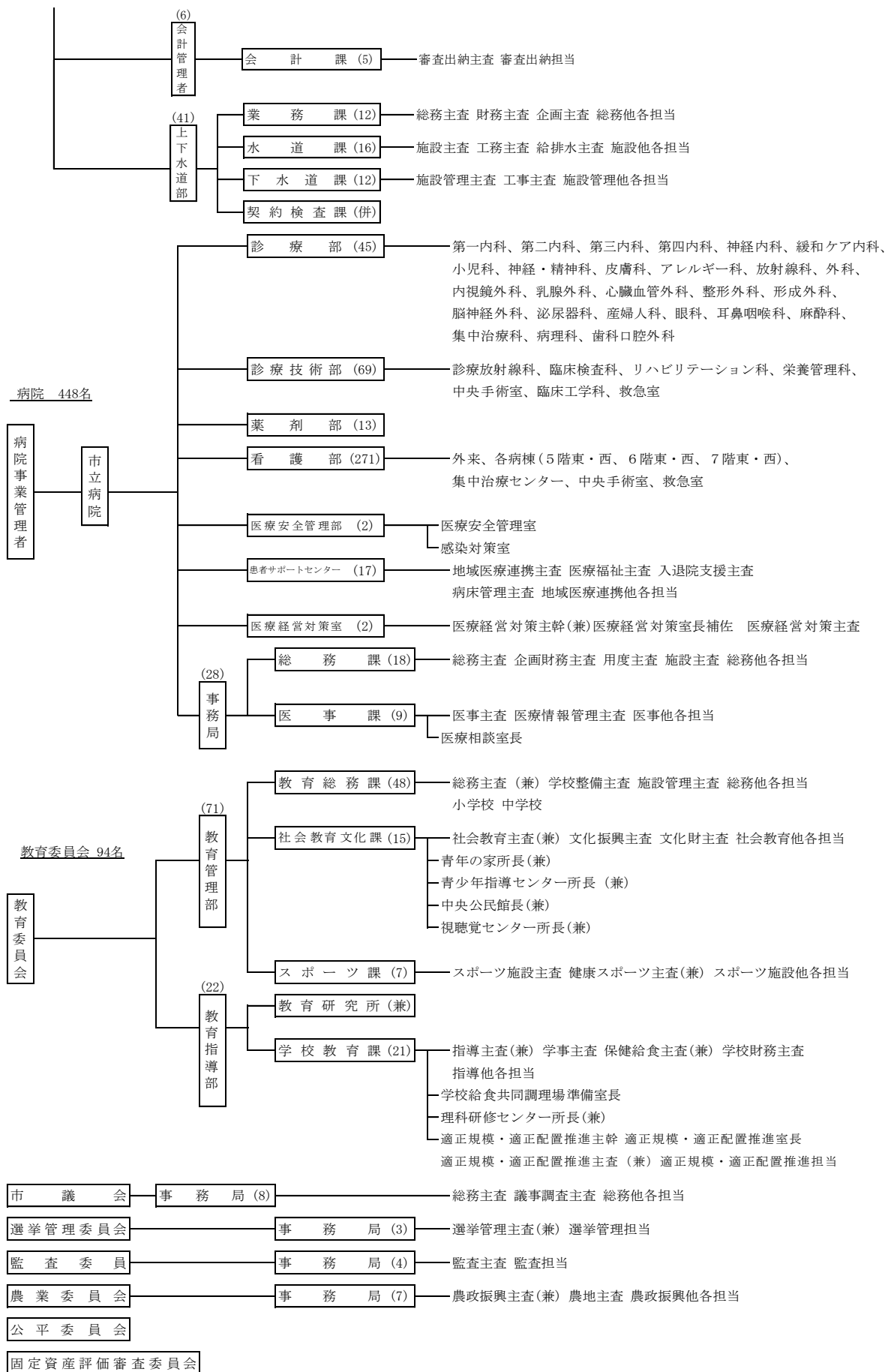
総数は、再任用職員については、
常時勤務を要する職の者を含み、短
時間勤務の職の者を含まない(市立病
院を除く。)

市長事務部 局449名
(上下水道部を除く。)

市長

副市長





職 員 数

(令和6年4月1日現在)

区 分	定 数	現 員	内 訳			
			一 般 行政職	技 能 労務職	医療職	教育職
市長事務部局	441	439	437	2		
上下水道部	61	40	40			
市立病院	456	431	24		400	
教育委員会	140	93	58	30		5
議会事務局	9	8	8			
選挙管理委員会	3	3	3			
監査委員事務局	4	4	4			
農業委員会	9	7	7			
計	1,123	1025	581	32	400	5

(注) 教育委員会に教育長は含まれていない。

職員の給料月額

一般行政職及び教育職

(令和6年4月1日現在)

職 名	人員 (人)	平均年齢 (歳)	平均勤務 年数	給 料 月 額		
				最 高	最 低	平 均
部 長	10	57.5	32.6	454,900	440,900	443,460
課長・局長・主幹	37	54.5	32.5	416,900	406,500	412,911
課長補佐・副主幹	67	50.5	26.8	401,800	279,600	379,234
担当主査・主査	123	48.8	26.7	389,600	313,600	371,364
主 任	150	36.1	12.1	342,200	252,400	295,560
主 事・技 師	129	25.9	2.9	245,600	171,700	218,131
全 体	516	40.2	17.0	454,900	171,700	316,418

注意事項

- 市立病院及び上下水道部に勤務する職員並びに派遣職員を除く。
- 初任給基準は採用試験区分による級で定められる。(大卒程度188,100円、短大卒程度169,300円、高卒程度156,300円)

技能職

(令和6年4月1日現在)

人員 (人)	平均年齢 (歳)	平均勤務 年数	給 料 月 額			備 考
			最 高	最 低	平 均	
32	45.2	22.0	373,400	195,800	310,388	調 理 師

注意事項

初任給基準は採用試験区分による級で定められる。(164,000円)

旅費・費用弁償

(令和6年4月1日現在)

区 分	鉄道賃	船賃	車賃 (1キロにつき)	日当 (1日に つき)	宿泊料 (1夜に つき)	食卓料 (1夜に つき)
ア. 市長、議会議長	特急料金 片道 100km 以上 急行料金 片道 50km 以上	運賃の等級 を3階級に 分ける船舶 によるもの 上級の運賃	37	3,000	14,800	3,000
イ. 副市長、教育 長、議会副議 長、議会議員、 農業委員会委 員、教育委員会 委員、選挙管理 委員会委員、監 査委員、病院事 業管理者並びに 上記以外の地方 公務員法第3条 第3項第1号、 第1号の2及び 第2号の規定に 基づく委員等			37	2,600	13,100	2,600
ウ. 地方公務員法第 3条第2項に規 定する一般職の 職員（イに掲げ る者を除く。）		中級の運賃	37	2,200	10,900	2,200
エ. ア及びイに掲げ る以外の特別職 並びに職員以外 の者		上記の旅費額の範囲内で任命権者が定める額				

特別職の給料・報酬

(令和6年4月1日現在)

職 名		給料・報酬額	
		単位	金額(円)
市 長		月	909,000
副市長		月	760,000
教育長		月	669,000
監査委員	識見を有する者のうちから選任された者	月	208,000
	議会議員のうちから選任された者	〃	48,000
教育委員会委員		月	108,400
選挙管理委員会	委員長	月	46,400
	委員	〃	33,500
	補充員	日	8,200
	選挙長	〃	10,800
	投票管理者	〃	12,800
	投票管理者(期日前)	〃	11,300
	開票管理者	〃	10,800
	投票立会人	〃	10,900
	投票立会人(期日前)	〃	9,600
	開票立会人	〃	8,900
	選挙立会人	〃	8,900
公平委員会	委員長	日	10,000
	委員	〃	9,200
農業委員会	会長	月	90,000
	会 長 職務代理者	〃	55,000
	委員	〃	45,000
	農地利用最適化 推進委員	〃	30,000
教育研究所研究員		年	16,200
青少年指導センター指導委員		年	97,600
固定資産 評価審査委員会	委員長	日	7,900
	委員	〃	7,200

職 名		給料・報酬額	
		単位	金額(円)
消防団	団長	年	114,000
	副団長	〃	81,500
	分団長	〃	51,100
	副分団長	〃	46,400
	部長	〃	41,500
	班長	〃	38,500
	団員	〃	36,500
	機能別団員	〃	18,000
	機関員	〃	4,100
鳥獣被害対策実施隊		年	2,400
視聴覚センター研究員		年	16,800
附属機関	委員長 (会長)	日	6,000
	委員	〃	5,500

附属機関の構成

(令和6年4月1日現在)

名 称	定数 及び任期	構 成	所管課
名誉市民選考委員会	6人以内 審議期間	識見を有する者	総務課
功績者選考委員会	10人以内 審議期間	識見を有する者	総務課
情報公開・個人情報保護審査会	5人以内 2年	識見を有する者	総務課
行政不服審査会	5人以内 2年	識見を有する者	総務課
特別職報酬等審議会	10人 審議期間	本市の住民で、市内に所在する公共的団体、企業等の代表者その他住民	総務課
退職手当審査会	3人 審議期間	学識経験を有する者	総務課
いじめ重大事態再調査委員会	6人以内 調査期間	法律、医療、心理、福祉、教育等に関する専門的な知識経験を有する者	総務課
総合計画審議会	20人以内 審議期間	知識経験を有する者、公共的団体等の役員及び職員、その他市長が適当と認める者	政策企画課
行政経営市民会議	15人以内 2年	識見を有する者、その他市長が適当と認める者	政策企画課
男女共同参画推進委員会	10人以内 2年	識見を有する者、その他市長が適当と認める者	地域振興課
協働推進市民会議	10人以内 2年	本市に居住する者、本市の職員、その他市長が適当と認める者	地域振興課
住居表示審議会	20人以内 2年	知識経験を有する者、関係行政機関の職員、関係団体の役員、その他市長が適当と認める者	市民課
国民健康保険運営協議会	14人 3年	被保険者を代表する者、保険医又は保険薬剤師を代表する者、公益を代表する者、被用者保険等保険者を代表する者	保険年金課
交通安全対策会議	28人以内	市長、国の関係地方行政機関の職員、山形県の知事部局の職員、山形県警察の警察官、置賜広域行政事務組合米沢消防署長、知識経験を有する者、米沢市教育委員会教育長、本市の職員、その他市長が適当と認める者	生活安全課
自転車等駐車対策協議会	10人以内 2年	関係機関の職員、関係団体の構成員、その他市長が適当と認める者	生活安全課
市民生活安全連絡会議	15人以内 2年	識見を有する者、関係機関の職員、関係団体の構成員、山形県警察の警察官、本市の職員、その他市長が必要と認める者	生活安全課
環境審議会	20人以内 審議期間	知識経験を有する者、関係行政機関及び団体の役職員、その他市長が適当と認める者	環境課
廃棄物減量等推進審議会	15人以内 2年	本市の市民、学識経験を有する者、事業者、廃棄物処理業者	環境課

名 称	定数 及び任期	構 成	所管課
放置自動車廃物判定委員会	5人以内 2年	自動車について専門的知識を有する者、学識経験を有する者、関係行政機関の職員、その他市長が必要と認める者	環境課
防災会議	40人以内 2年	市長、指定地方行政機関の職員、山形県の知事の部内の職員、山形県警察の警察官、置賜広域行政事務組合消防本部の職員、副市長、教育委員会教育長、病院事業管理者、消防団長、本市の職員で市長が指名する者、指定公共機関又は指定地方公共機関の職員、自主防災組織を構成する者又は学識経験のある者、その他市長が必要と認める者	防災危機管理課
国民保護協議会	40人以内 2年	市長、指定地方行政機関の職員、自衛隊に所属する者、山形県の職員、副市長、教育委員会教育長及び置賜広域行政事務組合消防長、市の職員、指定公共機関又は指定地方公共機関の役員又は職員、知識又は経験を有する者	防災危機管理課
民生委員推薦会	14人以内 3年	市議会議員、民生委員・児童委員、社会福祉事業の実施に関係のある者、市を単位とする社会福祉関係団体の代表者、教育に関係のある者、関係行政機関の職員、学識経験者、その他市長が必要と認める者	社会福祉課
障がい者施策推進協議会	15人以内 2年	学識経験者、関係行政機関の職員、障がい者、障がい者の福祉に関する事業に従事する者、その他市長が適当と認める者	社会福祉課
介護給付費等の支給に関する審査会	15人 2年	障がい者等の保健又は福祉に関する学識経験を有する者	社会福祉課
米沢市地域福祉計画策定評価委員会	20人以内 2年	保健、医療又は福祉に関する事業に従事する者、学識経験者、その他市長が適当と認める者	社会福祉課
次世代育成支援行動計画検討委員会	20人以内 市長が定める期間	学識経験者、児童の育成に関する事業に従事する者、その他市長が適当と認める者	子育て支援課
子ども・子育て会議	15人以内 2年	学識経験者、関係団体を代表する者、子どもの保護者、その他市長が適当と認める者	子育て支援課
健康づくり推進協議会	15人以内 2年	知識経験を有する者、関係団体を代表する者、その他市長が適当と認める者	健康課
予防接種健康被害調査委員会	6人以内 調査期間	米沢市医師会長から推薦された者、山形県置賜保健所長、医師、副市長	健康課
新型インフルエンザ等対策本部	17人以内 新型インフルエンザ等緊急事態宣言がされている期間	市長、副市長、教育委員会教育長、会計管理者、部長、教育委員会教育管理部長及び教育指導部長、上下水道部長、病院事業の管理者、米沢市立病院長及び事務局長、議会事務局長	防災危機管理課 健康課
介護認定審査会	42人 2年	保健、医療、福祉に関する学識経験者	高齢福祉課
介護保険運営協議会	15人以内 3年	知識経験を有する者、関係団体を代表する者、被保険者	高齢福祉課
発明考案審査委員会	10人以内 審議期間	知識経験を有する者	商工課
技能功労者表彰選考委員会	10名以内 審議期間	学識経験者及び関係団体の代表者	商工課

名 称	定数 及び任期	構 成	所管課
農政審議会	20名以内 審議期間	米沢市農業委員会の会長、農業協同組合その他の農林業関係団体の代表者、知識経験を有する者、農林業関係行政機関の職員	農政課
森林会議	15人以内 審議期間	林業関係団体及び木材産業関係団体の役職員、林業従事者、知識経験を有する者、林業関係行政機関の職員	森林農村整備課
都市計画審議会	15人以内 2年	市議会議員、学識経験のある者、関係行政機関若しくは山形県の職員又は本市の住民	都市計画課
景観形成委員会	10人以内 2年	知識経験を有する者、その他市長が適当と認める者	都市計画課
都市再生協議会	15人以内 2年	知識経験を有する者、その他市長が適当と認める者	都市計画課
市営住宅入居者選考委員会	15人以内 2年	識見を有する者	建築住宅課
家屋等安全管理審議会	5人以内 2年	識見を有する者、本市の職員、その他市長が適当と認める者	建築住宅課
水道事業及び下水道事業運営審議会	15人以内 審議期間	識見を有する者、その他市長が適当と認める者	業務課
青少年問題協議会	若干名 2年	市長、市議会議員、関係行政機関の職員、学識経験がある者	社会教育文化課
青少年指導センター運営協議会	8人以内 2年	教育関係者、警察関係者、青少年育成関係団体の代表者、民間の関係団体の代表者、その他市長が適当と認める者	社会教育文化課
生涯学習振興委員会	15人以内 2年	学識経験者、本市において生涯学習を推進する活動を行っている者、その他市長が適当と認める者	社会教育文化課
児童会館運営委員会	10人 2年	学識経験者、小中学校長、その他市長が適当と認める者	社会教育文化課
スポーツ推進審議会	10人以内 2年	学識経験者、関係行政機関の職員	スポーツ課
公民館運営審議会	20人 2年	学校教育及び社会教育の関係者、家庭教育の向上に資する活動を行う者、学識経験者	社会教育文化課
文化財保護審議会	15人以内 2年	文化財の保護に関し知識経験を有する者	社会教育文化課
上杉博物館資料収集委員会	10人以内 2年	知識経験を有する者	社会教育文化課
市立小・中学校通学区域審議会	25人以内 2年	米沢市立小・中学校PTAの代表者、米沢市立小・中学校学区在住代表者、知識経験者	学校教育課
教育研究所運営委員会	20人 2年	小中学校長会長、小中教頭代表、高等学校長、米沢女子短大の代表、幼稚園代表、学識経験者	学校教育課
理科研修センター運営委員会	10人 1年	小中学校長・教頭、小中高大学教員、学識経験者	学校教育課
いじめ問題専門委員会	6人以内 調査期間	法律、医療、心理、福祉、教育等に関する専門的な知識経験を有する者	学校教育課

2. 表 彰

名 誉 市 民

本市の住民又は本市に特別縁故の深い者で、政治、経済、文化、教育、産業その他広く社会の進展に貢献し、市民から郷土の誇りとして深く尊敬されていると認められるものについて、市長が議会の同意を得て名誉市民の称号を贈る。

名誉市民に対しては、名誉市民証に添えて名誉市民章及び功労金が贈られる。現在、以下4名の名誉市民のパネルを市庁舎1階市民ホールに掲げその名誉を讃えている。

第1号 伊 東 忠 太 氏（慶応3年10月26日～昭和29年4月7日）

日本建築に学術上の組織と体系を与え、日本建築学を樹立。建築技術の向上と古建築物の保存に貢献。

昭和29年2月26日名誉市民。東京大学名誉教授、工学博士。

昭和18年4月29日文化勲章受章。正三位勲二等瑞宝章。

第2号 我 妻 榮 氏（明治30年4月1日～昭和48年10月21日）

民法学の権威として我が国における法律学界の発展に寄与。法律制度の整備改善に貢献。

昭和39年11月24日名誉市民。東京大学名誉教授、法学博士。

昭和39年11月3日文化勲章受章。従二位勲一等旭日大綬章。

第3号 平 貞 藏 氏（明治27年8月7日～昭和53年5月28日）

米沢市建設振興計画をはじめ、東北、北海道の開発計画の策定、指導など、地域開発と振興に貢献。

昭和48年9月12日名誉市民。第一経済大学学長、山形県総合開発審議会会長、市建設振興審議会会長。

昭和36年11月23日米沢市功績者。正五位勲三等瑞宝章。

第4号 福王寺 法 林 氏（大正9年11月10日～平成24年2月21日）

ヒマラヤ山脈を雄大に描いて日本画の新たな境地を切り開くなど、院展画家として活躍。

平成16年12月6日米沢市名誉市民。日本芸術院会員、日本美術院理事。

平成16年11月3日文化勲章受章。従三位勲三等瑞宝章。

市 民 栄 誉 賞

本市の住民又は本市に特別縁故の深い者で、市民に希望と活力を与える顕著な功績があり、広く市民が敬愛する者に対し贈るもので、特に芸術、文化、スポーツ等で活躍された方を表彰する。

平成17年第1号として元プロ野球選手の皆川睦雄氏に贈られた。

功 績 者

本市の住民又は本市に特別縁故の深い者で、地方自治、文化、教育、産業その他本市の進展に貢献したと認められるものについて、市長が功績者として表彰する。

功績者に対しては、表彰状と米沢市功績章が贈られる。現在までの被表彰者は128名である。

篤 行 者

昭和34年4月に米沢市篤行者表彰規則が制定され、本市において公共の福祉増進に尽くし、功労が極めて顕著な方等を篤行者として表彰。昭和63年までの被表彰者は、534名（夫婦1組姉弟1組を含む。）である。

功 労 者

平成元年度から篤行者の名を改め、本市の市勢の進展及び公共の福祉増進に尽くし、功労が極めて顕著なもの又は他の模範となるものを功労者として表彰する。

功労者に対しては、表彰状と功労章が贈られる。現在までの被表彰者は207名、8団体である。

特別顕彰者

平成4年10月21日、米沢市特別顕彰規則が制定され、本市の市勢進展に係る重要な事業の推進に特に功労顕著な方に対して表彰状及び記念品を贈り顕彰する。現在までの被顕彰者は、7名、1団体である。

スポーツ特別顕彰者

平成26年9月30日、米沢市スポーツ特別顕彰規則が制定され、スポーツ競技活動において特に顕著な功績を成し、他の模範となり本市スポーツの推進及び発展に寄与されると認められるものに対して表彰状及び記念品を贈り顕彰する。現在までの被顕彰者は、1名である。

3. 都 市 宣 言

交通安全都市宣言

(昭和37年3月26日議決)

経済文化の進展に伴い、交通事情はいよいよ激しく、これによる交通事故の続発は大きく社会問題化している。

このような交通禍の脅威を取り除き、10万市民の生活安全を確保するため、交通環境の整備改善を図るとともに、市民一丸となって交通安全の自覚に徹し、これが促進を期すことこそ目下の急務であることを痛感する。

よって、ここに全市民とともに安全都市の理想をかかげ、これを達成すべく、米沢市を「交通安全都市」とすることを宣言する。

福祉都市宣言

(昭和57年9月19日宣言)

今日、国民の共通の願いである社会福祉の向上は、人間が真に人間たるにふさわしく生きるための条件である。

私たち米沢市民は、市民憲章を尊重し相互扶助の精神を基調とした人間愛の新たな理念のもとにすすんで福祉達成に力を注ぐことを重大なる責務と考えているものである。

私たちは、このような自覚と認識にたち相互扶助の理念のもとに明るいうたかなうおいのある福祉の街づくりに邁進することを誓い、ここに決意を新たにすすべての市民とともに、米沢市を「福祉都市」とすることを宣言する。

平和都市宣言

(昭和63年3月23日議決)

わたしたちは、人類共通の念願である世界の恒久平和を希求しています。

しかし、今なお、世界各地で武力紛争が頻発し、軍備の拡張が続いています。

このことは、人類の生存に深刻な脅威をもたらしています。

わたしたちは、戦争の惨禍を再び繰り返すことのないよう、また、唯一の被爆国民として、あらゆる国の核兵器が廃絶されるよう強く訴え、市民の永遠の平和と繁栄を願い、ここに米沢市を「平和都市」とすることを宣言します。

暴力のない明るい都市宣言

(昭和63年3月23日議決)

暴力は、市民の平穏な生活秩序と安全を脅かし、青少年の健全な成長をも阻害するものであります。

暴力行為が多発する世相の中にあつて、市民生活に暴力が介在する危険の増加にかんがみ、いかなる暴力行為も否定し、勇気ある不屈の態度をもって全市民が一致協力して、暴力追放を強力に推進するため、明るく住みよい市民生活の幸せを願い、ここに米沢市を「暴力のない明るい都市」とすることを宣言します。

ゆとり創造都市宣言

(平成2年10月15日議決)

すべての国民が、生活にゆとりを持ち、充実した自由時間と潤いのある人間性豊かな生活を送ることは極めて重要なことです。

市民一人ひとりが充実感に満ちた生活を送ることができるよう、時間的、空間的ゆとりの創造を目指して環境の整備に全力を尽くすべく、ここに米沢市を「ゆとり創造都市」とすることを宣言します。

環境保全都市宣言

(平成9年3月26日議決)

わたしたちは、「最上川の源流地」、「上杉の城下町」として豊かな自然や歴史的文化を享受し、健全な生活を営む権利を有するとともに、今ある環境を守り、育て、未来へ引き継いでいくという大きな責務を負っています。

わたしたちは、あらゆる活動において環境に配慮しながら、自然に抱かれた快適で美しいまちとして、輝く未来を迎えるため行動することを決意し、ここに米沢市を「環境保全都市」とすることを宣言します。

4. 情報公開制度

情報公開制度の運用

平成 6 年 12 月	「米沢市情報公開条例」制定（市議会12月定例会で議決）
平成 7 年 4 月	「米沢市情報公開条例」施行（平成7年4月1日実施）
平成 24 年 12 月	「米沢市情報公開条例」及び「米沢市個人情報保護条例」全部改正（市議会12月定例会で議決）
平成 25 年 3 月	「米沢市情報公開・個人情報保護審査会条例」の一部改正（市議会3月定例会で議決）
平成 25 年 4 月	全部改正後の「米沢市情報公開条例」及び「米沢市情報公開・個人情報保護審査会条例」施行
平成 28 年 3 月	「米沢市情報公開条例」及び「米沢市情報公開・個人情報保護審査会条例」の一部改正（市議会3月定例会で議決）
平成 28 年 4 月	一部改正後の「米沢市情報公開条例」及び「米沢市情報公開・個人情報保護審査会条例」施行
令和 4 年 12 月	「米沢市情報公開条例」の一部改正（市議会12月定例会で議決）
令和 5 年 4 月	一部改正後の「米沢市情報公開条例」施行

制度の内容

- (1) 請求権者
何人でも請求が可能
- (2) 実施機関
市長、教育委員会、選挙管理委員会、監査委員、公平委員会、農業委員会、固定資産評価審査委員会、病院事業の管理者及び議会
- (3) 開示の請求の対象
公文書
公文書とは、実施機関の職員が職務上作成し、又は取得した文書、図画及び電磁的記録であって、当該実施機関の職員が組織的に用いるものとして、当該実施機関が保有しているものをいう。
ただし、次に掲げるものを除く。
 - ① 販売することを目的として発行されるもの（例：官報、公報、白書、新聞、雑誌等）
 - ② 図書館等で貸し出されているもの
 - ③ 歴史的若しくは文化的な資料又は学術研究用の資料
- (4) 存否応答拒否
開示請求に対し、当該公文書が存在しているか否かを答えるだけで、不開示情報を開示することとなるときは、実施機関は、当該公文書の存否を明らかにしないで、当該開示請求を拒否することができる。
- (5) 救済機関（運営審議機関も兼ねる）

名 称	米沢市情報公開・個人情報保護審査会（附属機関）
構 成	5人
審議方法	行政不服審査法の審査請求に準じた方式

開示の請求から開示等までの手続

- (1) 情報の特定
 - ・請求者とのヒアリング及び各課への問い合わせ
 - ・ファイル基準表を検索目録として窓口に備付け
- (2) 請求手続
 - ・情報公開窓口において請求書の受理
 - ・所管課において公文書の開示等の諾否を決定し、決定内容を請求者に通知
 - ・職員立会いのもと、公文書の開示等の手続

(3) 費用負担

- ・手数料 無料
- ・郵送料 実費
- ・コピー代 次の表のとおり

公文書の種別	写しの作成の方法		金額
1 文書及び図画（2から4までのいずれかに該当するものを除く。）	複写機により複写したもの （日本産業規格A列3番までの大きさの用紙を用いたものに限る。）	単色刷り	1枚につき 10円
		多色刷り	1枚につき 50円
	複写機により複写したもの（日本産業規格A列3番を超える大きさの用紙を用いたものに限る。）		委託契約に要する額
2 写真フィルム	印画紙に印画したもの		委託契約に要する額
3 スライド			
4 映画フィルム	光ディスクに複写したもの		
5 電磁的記録	用紙に出力したもの	単色刷り	1枚につき 10円
		多色刷り	1枚につき 50円
	光ディスクに複写したもの		実費相当額

制度の運用状況（過去5年分・令和6年3月31日現在）

(件数)

実施年度	開示請求	審査請求
令和5年度	342	8
令和4年度	185	12
令和3年度	111	6
令和2年度	69	0
令和元年度	95	0

備考

- 1 従来からの情報提供は継続して行っており、年間相当数の申出があるが、原課対応とし、開示請求件数には合算していない。
- 2 審査請求は、行政不服審査法に基づく審査請求が行われた件数

５．個人情報保護制度

個人情報保護制度の運用

平成 12 年 12 月	「米沢市個人情報保護条例」制定（市議会12月定例会で議決）
平成 13 年 7 月	「米沢市個人情報保護条例」施行
平成 24 年 12 月	「米沢市個人情報保護条例」全部改正（市議会12月定例会で議決）
平成 25 年 3 月	「米沢市情報公開・個人情報保護審査会条例」の一部改正（市議会3月定例会で議決）
平成 25 年 4 月	改正後の「米沢市個人情報保護条例」及び「米沢市情報公開・個人情報保護審査会条例」施行
平成 27 年 9 月	「米沢市個人情報保護条例」の一部改正（市議会9月定例会で議決）
平成 28 年 3 月	「米沢市個人情報保護条例」及び「米沢市情報公開・個人情報保護審査会条例」の一部改正（市議会3月定例会で議決）
平成 28 年 4 月	改正後の「米沢市個人情報保護条例」及び「米沢市情報公開・個人情報保護審査会条例」施行
令和 4 年 12 月	「米沢市個人情報保護条例」を廃止し、「米沢市個人情報保護法施行条例」制定（市議会12月定例会で議決）
令和 5 年 4 月	「米沢市個人情報保護法施行条例」施行（個人情報保護法が直接適用）

制度の内容

（１）目的

デジタル社会の進展という状況下において、個人情報を取り扱う事業者及び行政機関等における個人情報の適正な取扱いに関する義務の遵守や個人情報の適切かつ効果的な活用に関する施策の展開を通じ、個人情報を取り扱う事業者及び行政機関等の事務及び事業の適正かつ円滑な運営を図るとともに、個人情報の有用性に配慮しつつ、個人の権利利益を保護することを目的としている。

（２）個人情報

生存する個人に関する情報であつて、特定の個人を識別することができるもの（他の情報と容易に照合することができ、それにより特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）又は個人識別符号が含まれるものをいう。

（３）行政機関等

個人情報保護法では、対象となる行政機関等に市長、教育委員会、選挙管理委員会、監査委員、公平委員会、農業委員会、固定資産評価審査委員会及び病院事業管理者が含まれる。

（４）保有個人情報の取扱いの概要

・保有個人情報

行政機関等の職員が、職務上作成し、又は取得した個人情報であつて、当該行政機関等の職員が組織的に利用するものとして、当該行政機関等が保有しているものをいう。

・保有に関する制限

行政機関等は、法令の定める所掌事務又は業務を遂行するため必要な場合に限り、個人情報を保有することができる。また、特定された利用目的の達成に必要な範囲を超えて、個人情報を保有してはならない。

・利用目的の明示

行政機関等は、本人から直接書面に記録された当該本人の個人情報を取得するときは、個人情報保護法第62条に掲げる場合を除き、本人に対し、利用目的を明示しなければならない。

・利用及び提供の制限

行政機関等は、法令に基づく場合を除き、利用目的以外の目的のために保有個人情報を自ら利用し、又は提供してはならない。

・安全管理措置義務

行政機関等においては、その取り扱う保有個人情報の漏えい、滅失又は毀損の防止その他の保有個人情報の安全管理のために必要かつ適切な措置を講じなければならない。

- ・安全管理措置義務の準用
個人情報の取扱いの委託を受けた者（再委託を含む。）、指定管理者などは、行政機関等と同様の安全管理措置を講じなければならない。

(5) 自己の情報に関する権利

- ・開示の請求
自己を本人とする保有個人情報について、開示の請求をすることができる。
- ・訂正の請求
開示を受けた保有個人情報の内容に誤りがある場合には、その訂正の請求をすることができる。
- ・利用停止の請求
開示を受けた保有個人情報を利用目的の範囲を超えて保有されたもの等である場合には、利用の停止、消去又は提供停止の請求をすることができる。

(6) 存否応答拒否

開示請求に対し、当該保有個人情報が存在しているか否かを答えるだけで、不開示情報を開示することとなるときは、行政機関等は、当該保有個人情報の存否を明らかにしないで、当該開示請求を拒否することができる。

(7) 罰則の適用

行政機関等の職員若しくは委託を受けた業務に従事している者等が、正当な理由がないのに、個人の秘密に属する事項が記録された個人情報ファイルを提供したとき、又は不正な利益を図る目的で、業務に関して知り得た保有個人情報を提供若しくは盗用したときなどに罰則が適用される。

(8) 救済機関

名 称 米沢市情報公開・個人情報保護審査会（附属機関）
構 成 5人
審議方法 行政不服審査法の審査請求に準じた方式

開示の請求から開示等までの手続

(1) 情報の特定

- ・請求者とのヒアリング（本人、代理関係の確認）及び各課への問い合わせ
- ・「個人情報ファイル簿」の作成とホームページ上での公表

(2) 請求手続

- ・請求書を受理
- ・所管課において開示等の諾否を決定し、決定内容を請求者に通知
- ・本人確認の上、個人情報の閲覧、視聴又は写しの交付

(3) 費用負担

- ・手数料 無料 ・コピー代 情報公開制度と同様

制度の運用状況（過去5年分・令和6年3月31日現在）

（件数）

実施年度	開示請求	訂正請求	利用停止請求	審査請求
令和5年度	15	0	0	0
令和4年度	32	0	3	1
令和3年度	20	0	0	0
令和2年度	12	0	0	0
令和元年度	18	0	0	0

備考 審査請求は、行政不服審査法に基づく審査請求が行われた件数

